

チェック!

日常の衛生管理の徹底で 病原体の侵入を防ぐ



今回のテーマは
家畜伝染病予防法の
改正についてです。

昨年の口蹄疫発生、高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、今年4月に*家畜伝染病予防法が一部改正となり、10月より完全施行となりました。この中では口蹄疫、高病原性および低病原性鳥インフルエンザ防疫対策指針などの個別疾病への対策指針の見直しと合わせ、生産者の皆様が取り組む内容についても新しい飼養衛生管理基準として見直しが図られました(表1)。

表1: 新しい飼養衛生管理基準

1	家畜防疫に関する最新情報の把握
2	衛生管理区域の設定
3	衛生管理区域への病原体の持ち込み防止
4	野生生物等からの病原体の感染防止
5	衛生管理区域の衛生状態の確保
6	家畜の健康観察と異状がある場合の対処
7	埋却地の確保等
8	感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存
9	大規模農場に関する追加措置

今回はこの飼養衛生管理基準の中から「衛生管理区域の設定」と「病原体の持ち込み防止」について具体的に何をするかをご紹介します。なお、飼養衛生管理基準については農水省のホームページに詳細が掲載されています。また、ご不明な点は地元の家畜保健所に確認して対応するようお願いいたします。

●衛生管理区域の設定と病原体の持ち込み防止 衛生管理区域の設定

衛生管理区域とは病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要な区域を指します。日常家畜を飼養している畜舎や飼料タンク、飼料倉庫等の作業スペースを含む衛生管理区域がどこか、目で見てわかるために、ロープ、コーン、白線等を活用してエリアを設定します。

衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

農場で疾病が発生する場合、原因となる病原体は農場の外から持ち込まれる場合が想定されます。

車両、人、資材が農場へ出入りする際は消毒等の徹底

をはかります。車両については衛生管理区域出入り口付近に消毒設備を設置し都度消毒をします。

また、人が衛生管理区域を出入りする際は靴の消毒と手指の洗浄または消毒を行い、家畜に直接接触する資材については洗浄または消毒を実施して衛生管理区域内へ搬入します。あわせて、衛生管理区域への入場記録等も作成することとなりました。

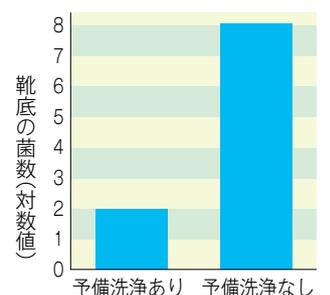
今回の見直しでは衛生管理区域への出入りに際し畜種ごとに規定が設けられています。牛・豚では衛生管理区域専用の衣服および靴を、家きんでは衛生管理区域専用の衣服および靴、家きん舎ごとの専用靴の使用が設けられています。農場ごとの衛生管理区域の設定や消毒設備等については個々の条件等が含まれるため、最寄りの家畜保健所に確認していただくのが望ましいです。

●対策は足元から

靴の消毒といえば「踏み込み消毒槽」です。踏み込み消毒槽は農場、畜舎に入る際に靴裏を消毒するために使用するものです。消毒の効果を上げるためには、消毒薬の毎日の交換や消毒槽使用前に靴についたふんなどを落とす予備洗浄の実施が重要です。水中で30秒間ブラシを用いて靴底を中心に予備洗浄した後に踏み込み消毒槽を使用したとき、予備洗浄せずに踏み込み消毒槽を使用したときの消毒後の菌数を計測した結果、予備洗浄を実施したほうが菌数が低くなることわかりました(図1)。

消毒の効果を引き上げることも衛生対策の取り組みの一環と位置づけ、毎日の消毒液の交換と合わせ、予備洗浄等の実施をぜひ励行していただきたいと考えます。

図1: 予備洗浄の有無による靴底菌数の比較



Journal of Swine Health and Production, 2001, Volume9, Number3を一部改変